

特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第23号

特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の秘書の職の指定等に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「71号給の額(括弧内の額以外の額)」を「55号給の額」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。